

# ハイタク通信

岐阜一般労働組合（内部資料）  
〒500-8879 岐阜市徹明通 5-8  
TEL058-251-7205 FAX058-251-0641

2013年9月30日発行 No.40

中部運輸局 自動車交通部長  
谷川 仁彦 殿

中部運輸局管内タクシー協議会  
労働者代表委員連絡会

全自交中部地方協議会  
議長 犬飼 政則  
(公印省略)

## 申入書

### 中部運輸局・岐阜運輸支局への要請行動を開催！

(岐阜県東濃西部交通圏、特別監視地域の指定解除について)

岐阜県東濃西部交通圏の特別監視地域指定が解除されることを受け、岐阜一般ハイタク部会と関連ハイタク労組が共闘し、中部運輸局（9月26日）及び岐阜運輸支局（9月17日）に対し要請行動を行った。

要請内容は、①指定解除条件の説明及びデータの提示、②タクシー労働者の労働条件・賃金が把握されているか、③労働の実態から指定解除は容認しがたいこと、④当該地域タクシー協議会の今後のあり方について。

要請事項に対する回答は、①現行、指定解除は行われていないため、データの提示はできない。指定解除の判断は大臣により行われるため、地方局では把握できないが、恐らく10月1日から指定解除される状況。指定解除の条件は、平成13年度実績が基準となり、日車実車キロ・日車営業が上回った場合であること。②タクシー労働者の労働条件・賃金等について、データ上の把握はしているが、同時に色々な勤務体系・労働実態があることも承知しています。③先の回答の通り、色々な勤務体系・労働実態があることは承知しているが、運輸局としては決められたシステムの中で判断するしかない。④当該地域のタクシー協議会について、仮に指定解除がされた場合は、引き続き運輸局が要請し、任意で継続させていきたい。などの回答がされました。

今回の要請行動は、正式に指定解除がされていない中で行われたため、明確な回答がされない部分もありましたが、現状の県内ハイタク労働者の実態や思いを当局にぶつけることはできました。引き続き、労働条件・賃金の改善に取り組みを進めていきます。

貴職におかれましては、タクシー産業発展に御尽力頂いている事に敬意を表します。さて私どももタクシー産業に働く労働者の年収は全国平均で300万円に及ばない状況が続き、安全な旅客輸送に対する信頼が低下しています。

そのような中、タク特措法の主旨に沿った自主的減休車も労働者の賃金・労働条件向上に繋がっているのは極めて限定的です。

このような状況の中で、岐阜県東濃西部交通圏において只単に数字の指標による指定地域の解除はタクシー労働者の生活を脅かすのは必至で、とても容認することは出来ません。

以上の観点から下記について申し入れします。

## 記

1. 今回の解除の判断に至ったデータをお示しいただきたい。
2. 判断の基準の設定について当初から疑問を呈してきたところですが、その基準による売上げから推察されるタクシー労働者の平均年収は幾ら位だと認識しているのかお尋ねしたい。
3. 2の回答の年収が公共交通としてのタクシーに働く労働者が安全・安心な旅客輸送を提供できる金額だと思っているのかどうかお尋ねしたい。
4. 以上の質問から機械的な算出による岐阜県東濃西部交通圏の指定解除は労働者として容認しがたいと思うが御見解をお聞かせ願いたい。
5. 今後、指定を解除された交通圏において新規参入や既存事業者の増車等によりタクシー労働者の年収が減った場合の責任の所在は何処にあると考えているのかお尋ねしたい。
6. 当該地域におけるタクシー協議会のあり方についてどうお考えかお尋ねしたい。

- 岐阜一般労働組合  
執行委員長 本間 高道
- 近鉄東美タクシー労働組合  
執行委員長 鷹見 勇
- 岐阜近鉄タクシー労働組合  
執行委員長 坂口 祐一
- 岐阜名鉄タクシー労働組合  
執行委員長 平田 庄造
- 全自交岐阜県連絡会  
会長 大野 保弘
- 全自交中部地方協議会  
議長 犬飼 政則  
(公印省略)

申 入 書

貴職に於かれましてはタクシー産業の発展に御尽力いただいていることに敬意を表します。

岐阜県下におけるタクシー労働者の年収は 270 万円前後と低迷し、安全・安心な公共交通を維持する水準とは言えない状況です。

このような中、今般、東濃西部交通圏における特定地域の指定解除がなされようとしていることは誠に遺憾です。指定解除がなされることは減休車によるタクシー労働者の賃金・労働条件の向上をなし得ぬ前に、再び無秩序を招来致しかねません。

そのような観点から以下の項目について申し入れを行いますので誠意ある回答を求めます。

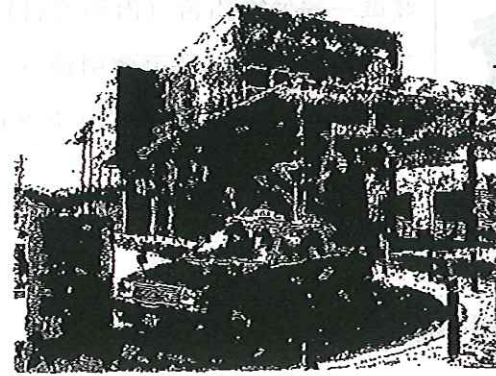
記

1. 指定解除の場合の条件の説明を求めます。
2. 当該交通圏の指定解除に至ろうとしているデータの提示を求めます。
3. 当該交通圏における事業者毎の営業車両状況、乗務員数、乗務員年齢構成、賃金（年収ベース）、労働条件のデータの提示を求めます。
4. 当該交通圏におけるタクシー協議会の今後のあり方についての方針を明示されることを求めます。

中運局、特別監視地域公示

東濃西部の指定解除

浜松・磐田、敦賀は更新



特別監視地域から解除された東濃西部交通圏は9月末に特定地域の指定も期限を迎える（写真はJR多治見駅南口タクシー乗り場）

中部運輸局は5日、浜松（賀交通圏の営業区域の3市（旧磐田郡水窪町、佐久間町、龍山村）・磐田市（旧磐田郡豊岡村）と、敦

月5日まで。2地域と同じ期間（10年8月6日～13年8月5日）に特別監視地域指定特別監視地域だった東濃西部交通圏は、指定解除となった。

なったことから、特定地域の指定解除も確実な情勢となった。  
東濃西部交通圏の特別監視地域解除について、中運局では「実績など詳しい数値は明らかにできない」（自動車交通部旅客2課）としながらも、「日車実車キロは、メートル単位ではなく、キロ単位で上回っている」（同）としている。管内の特別監視地域は41、特定特別監視地域は19、特定地域は24となった。

特別監視地域の指定は、日車実車キロまたは日車営業収が01年度と比較して減少していること、など4つの要件のうちいずれかに該当していることが条件。東濃西部交通圏は日車実車キロ、日車営業収の12年度実績が、01年度実績を上回った。東濃西部交通圏は、タクシー特措法による特定地域。今年9月末が指定期限で、01年度の日車実車キロ、日車営業収の回復が明らかに

特定地域巡り意見交換

岐夕協東濃が支部会

岐阜県タクシー協会東濃支部（安藤和人支部長）は8月28日、セフトピア土岐で支部会を開催。9月末で指定期限を迎える東濃西部交通圏と東濃西部交通圏のタクシー特措法による特定地域の今後のあり方について意見交換した。

東濃西部交通圏については、特定地域の指定が解除となった場合も協議会の存続が必要との認識で一致したものの、メンバーの構成や運輸支局の関わりなどあり方については不安視する意見が出た。

東濃東部交通圏については、自治体から国への要請による特定地域の指定となっていることから、引き続き自治体に国への地域指定の要請を求めることを大筋で確認した。同支部では今月中に再度

支部会を開き、両交通圏の特定地域をめぐる情勢について経過報告する。